

「平成28年度 第1回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要

日 時	平成28年8月5日（金） 午後2時30分～午後4時00分	
場 所	芦屋市役所本庁東館3階大会議室1	
出 席 者	委員	樋口 勝紀（芦屋市自治会連合会） 新谷 勝彦（芦屋市商工会） 藤城 佳代子（芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会） 阪上 哲夫（美化推進員） 三戸 勝利（美化推進員） 森本 勲（美化推進員） 添田 ひろみ（美化推進員） 井ノ上 妙子（美化推進員）
	行政関係者	船曳 純子（芦屋市市民生活部 経済課長） 野間 靖雅（芦屋市教育委員会 学校教育課 係長）
	事務局	北川 加津美（芦屋市市民生活部 部長） 長岡 良徳（芦屋市市民生活部 環境課長） 阿南 龍虎（芦屋市市民生活部 環境課管理係長）
事 務 局	市民生活部 環境課	

今年度第1回の会議では、昨年度から委員に一部変更もあることから、まずは市民マナー条例及び市民マナー条例推進計画の概要や経緯について共通認識をもっていただくとともに、今年度が市民マナー条例推進計画の計画年度の中間年度にあたることから、中間検証の進め方について、事務局から説明を行いました。

※連絡会の中で使用した資料等については、別添資料をご参照下さい。

1. 市民生活部長あいさつ

省略

2. 委員の自己紹介

省略（委員名簿参照）

3. 概要（別添資料1のとおり）

（1）市民マナー条例の経緯

（2）「市民マナー条例とは」「推進計画とは」

（3）推進連絡会の目的・役割について

4. 報告事項

（1）JR 芦屋駅構内の啓発パネルについて

昨年度の本連絡会にて、神戸芸術工科大学ビジュアルデザイン学科の学生の作品のうち、候補となるパネルの選定やデザイン修正のご意見を反映し、無事平成28年3月に啓発パネルが設置できたため、お礼を兼ねて報告しました。

(2) 犬のふん啓発オリジナル看板について (紹介)

これまでは既製品のみを使用していましたが、神戸芸術工科大学の学生に作成してもらったイラストを用いた犬のふん放置対策用のオリジナル看板を作成したため、今後利用いただくようご案内しました。(別添写真参照)

(3) 啓発うちわについて

毎年夏の恒例となりつつある、市民マナー条例啓発うちわ(平成28年度)をご紹介しました。今回も神戸芸術工科大学のまんが表現学科の学生さんによる作品です。

(4) 9月15日号の広報記事について

犬のふんでお困りの方を対象とした広報記事について、問い合わせ先を環境課とだけ記載するのではなく、「芦屋市市民マナー条例推進連絡会事務局(環境課)」という形で記載をさせていただくことについて了解を得ました。

(5) キャンペーンの実施状況

平成28年度の市民マナー条例啓発キャンペーンの実施状況を市ホームページを用いてご紹介しました。

5. 協議事項

(1) 中間検証について

推進計画において予定されていた基本目標ごとの具体的取組に、その実施状況や今後の展望・課題を加えた別添資料3「具体的取組一覧(中間検証用)」を用いながら、今後、本連絡会で検証行うに当たってそのたたき台とするため、予め事務局で達成度について4段階(○, △, ×, ☆)の判断を行っている旨説明しました。

なお、検証の際の判断材料ともなる「指標(実施回数等)」については、第2回の連絡会で事務局より報告させていただき旨説明しました。

また、別添資料3における全体的な取組の進捗状況の傾向や、今後委員のかたがたにご意見いただきたい検証のポイントについては、別添資料2「中間検証の進め方について」に記載のとおりです。

(2) 今後の取組について(各論～犬のふん放置対策を例に～)

レジュメ「6 協議事項(2) 今後の取組について(各論～犬のふん放置対策を例に～)」及び別添資料4「犬のふん対策相関図」に記載のとおりです。

なお、別添資料4「犬のふん対策相関図」において、4つの視点ごとに空欄となっている箇所がありますが、これは今後、こんな取組もできるのではないかとのご意見により追加していくことをイメージさせていただくためにあえて空欄にしています。

6. 会議中の主なご意見

(1) 中間検証に関すること

- ・どうまとめるかイメージするためにも、一つでもいいからやってみる（検証してみる）ことが必要ではないか。
- ・（検証するにあたり）よかったとか悪かったという感情だけではダメではないか。
- ・条例制定前後で歩きタバコも吸い殻のポイ捨ても随分減ってきているし、犬の放し飼いやふんの放置も激減したと思う。たばこについては、全世界的に厳しい視線が注がれているということもあるし、犬のおしっこに水をかけるというマナーについても、昔は見かけなかったが少しずつ見かけるようになったりと社会の状況も変わってきていることもあるが、地道な活動を少しずつ浸透させていくことが、意識の変化に繋がるように感じている。

（２）その他

<報告事項にて紹介した犬のふん放置禁止オリジナル看板について>

- ・是非つけて欲しいところがある。
- ・もう少し小さいサイズもありますか。
- ・申請の仕方は。
- ・今回紹介されたオリジナル看板以外の既成看板の一覧を見ることはできますか。

事務局

サイズは２種類あり、やや小さいサイズも用意しています。また、申請は環境課にご来庁いただき、ご住所とお名前を記入するだけですが、設置場所ご自身の自宅の塀等になります。公園や電柱につけるとなると、施設管理者の許可が必要になります。また、一部の方の意見で看板をあちこちに着けると景観上悪いとのお叱りを受ける場合もありますので、自治会等の単位で要望があれば、こちらで許可を得て設置させていただくこととしています。

看板の一覧についても環境課に置いておりますのでご覧いただくことが可能です。

7. 今後のスケジュール等について

第２回 推進連絡会 １０月～１１月

第３回 推進連絡会 翌年１月～２月

<お問合せ>

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町７番６号

TEL : (0797)38-2050

FAX : (0797)38-2162

担当 : 阿南